



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年6月16日火曜日 第720号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（保健福祉課）… 376

告 示

- 保安林の指定……………（森林整備課）… 376
- 道路の区域変更（県道久万中山線）……………（中予地方局管理課）… 377
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 377
- 道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 377

公 告

- 情報教育用端末等一式の借入れ……………（教育総務課施設厚生室）… 377

選挙管理委員会告示

- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（選挙管理委員会）… 378
- 政治団体の解散の届出……………（ ）… 379
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………（ ）… 379

正 誤

- 令和8年6月2日付け第716号愛媛県告示第661号（道路の供用開始（県道美川松山線））中……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 379

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第33号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月16日

愛媛県知事 中村時広

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| （給付券等） 第12条 医療扶助又は介護扶助の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。 <u>ただし、法第34条第5項の規定により被保護者が指定医療機関から電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受ける場合は、この限りでない。</u> （1）～（4） 省略 | （給付券等） 第12条 医療扶助又は介護扶助の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。 （1）～（4） 省略 |

附 則

この規則は、令和8年6月17日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第704号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定によ

り、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月16日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所

今治市玉川町鈍川字先ノ谷乙70、乙71、字下ヶ一庚32の1、庚32の2、庚34、庚36、庚37の1から庚37の4まで、庚38から庚40まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ヶ一庚32の1・庚32の2・庚40（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 久万中山線 | 伊予市中山町出淵4番耕地491番6から同495番4まで | 旧 | メートル 5.2～8.2 | キロメートル 0.091 | |
| | | | 新 | 8.2～20.8 | 0.091 | |

○愛媛県告示第706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年6月16日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 廃 止 年 月 日 | サービスの種類 |
|--------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|---------|
| | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 有限会社ケアプラザヨシコー | 通所介護事業所あおぞら | 愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々12番地51番地 | 令和8年6月16日 | 通所介護 |

○愛媛県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|---------------------------------|-----------|
| 県 道 | 小田河辺大洲線 | 大洲市河辺町三嶋1457番地から同町三嶋1452番地2地先まで | 令和8年6月16日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

情報教育用端末等一式の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

情報教育用端末等一式（使用にあたり必要な周辺機器、ソフトウェア、搬入、据付け、調整等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。

・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証
・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室施設グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)907-5520

- (2) 入札書の受領期限

令和8年7月22日（水）午前8時30分から7月28日（火）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、7月27日（月）午後5時15分までに必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

令和8年6月29日（月）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年7月28日（火）午前10時00分

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和8年7月3日（金）午後5時15分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 28 July 2026

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 27 July 2026)

- (3) For further information, please contact: Facility Section, Office of Facility and Welfare, Education and General Affairs Division, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-907-5520

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年6月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

- 1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自由民主党川之江支部 | 石 川 剛 | 会 計 責 任 者 | 吉 田 善 三 郎 | 横 内 博 之 | 令和8年1月7日 |
| 自由民主党愛媛県松山市第十七支部 | 原 俊 司 | 会 計 責 任 者 | 坂 本 博 | 坂 本 エ ヲ コ | 令和8年4月19日 |
| 自由民主党愛媛県電気通信支部 | 黒 石 敬 博 | 会 計 責 任 者 | 篠 原 浩 邦 | 河 野 隆 | 令和8年4月23日 |
| 自由民主党大洲支部 | 新 山 勝 久 | 代 表 者 | 新 山 勝 久 | 西 田 洋 一 | 令和8年5月23日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|-----------|---------|------------|--------------|----------------|-----------|
| 野本たかひと後援会 | 野 本 貴 士 | 主たる事務所の所在地 | 今治市宮窪町宮窪5755 | 今治市宮窪町宮窪4795-1 | 令和8年3月31日 |
| | | 代 表 者 | 野 本 貴 士 | 越 智 瑞 啓 | |
| 原しゅんじ後援会 | 原 俊 司 | 会 計 責 任 者 | 坂 本 博 | 坂 本 エ ヲ コ | 令和8年4月19日 |
| 田中エリナ後援会 | 中 矢 孝 則 | 主たる事務所の所在地 | 松山市湊町四丁目3-14 | 松山市湊町四丁目8-15 | 令和8年5月1日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年6月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------|---------|------------|
| 森永和夫後援会 | 森 永 和 夫 | 令和7年12月31日 |
| 大隅会 | 大 隅 佳 史 | 令和8年4月30日 |
| 猪野由紀久後援会 | 森 敬 一 | 令和8年5月7日 |
| 清水尚美後援会 | 清 水 尚 美 | 令和8年5月25日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年6月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 清 水 尚 美 | 清 水 尚 美 後 援 会 | 令和8年5月25日 |

正 誤

○正 誤

令和8年6月2日付け第716号愛媛県告示第661号（道路の供用開始（県道美川松山線））中

| ページ | 簡 所 | 誤 | 正 |
|-----|--------------------|--------------------------------|--|
| 345 | 表 供用開始の区 間の欄 | 上浮穴郡久万高原町菅生158番1から同町菅生160番19まで | 上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地158番1から同町菅生3番耕地160番19まで |